

中津川市における乳児等通園支援事業（誰でも通園制度）の開始及び定員の設定について

1 趣旨

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、就労要件を問わず、月一定時間までの利用可能枠の中で利用できる事業です。

つきましては、令和8年度以降の事業の開始につき当該事業における実施施設の利用定員を定めるに当たり、子ども・子育て支援法第54条の2第3項の規定により本会議の意見を聴取するものです。

2 事業内容

- (1) 対象児童 市内に住所を有する0歳6か月から満3歳未満の未就園児（保育所等に通っていない児童）
- (2) 実施場所 中津川保育園（定員3人）
福岡こども園（定員3人）
家庭保育園くっく（定員1人）
家庭保育園くっくネスト（定員1人）
- (3) 利用時間 こども一人当たり月10時間を上限
- (4) 利用料金 こども一人1時間当たり300円を基準
※生活困窮家庭等負担軽減あり。
- (5) 公定価格 こども一人1時間当たり 0歳児：1,700円 1・2歳児：1,400円
を実施施設へ交付
※障害児加算等による加算あり。

3 事業開始年月日 令和8年4月1日